

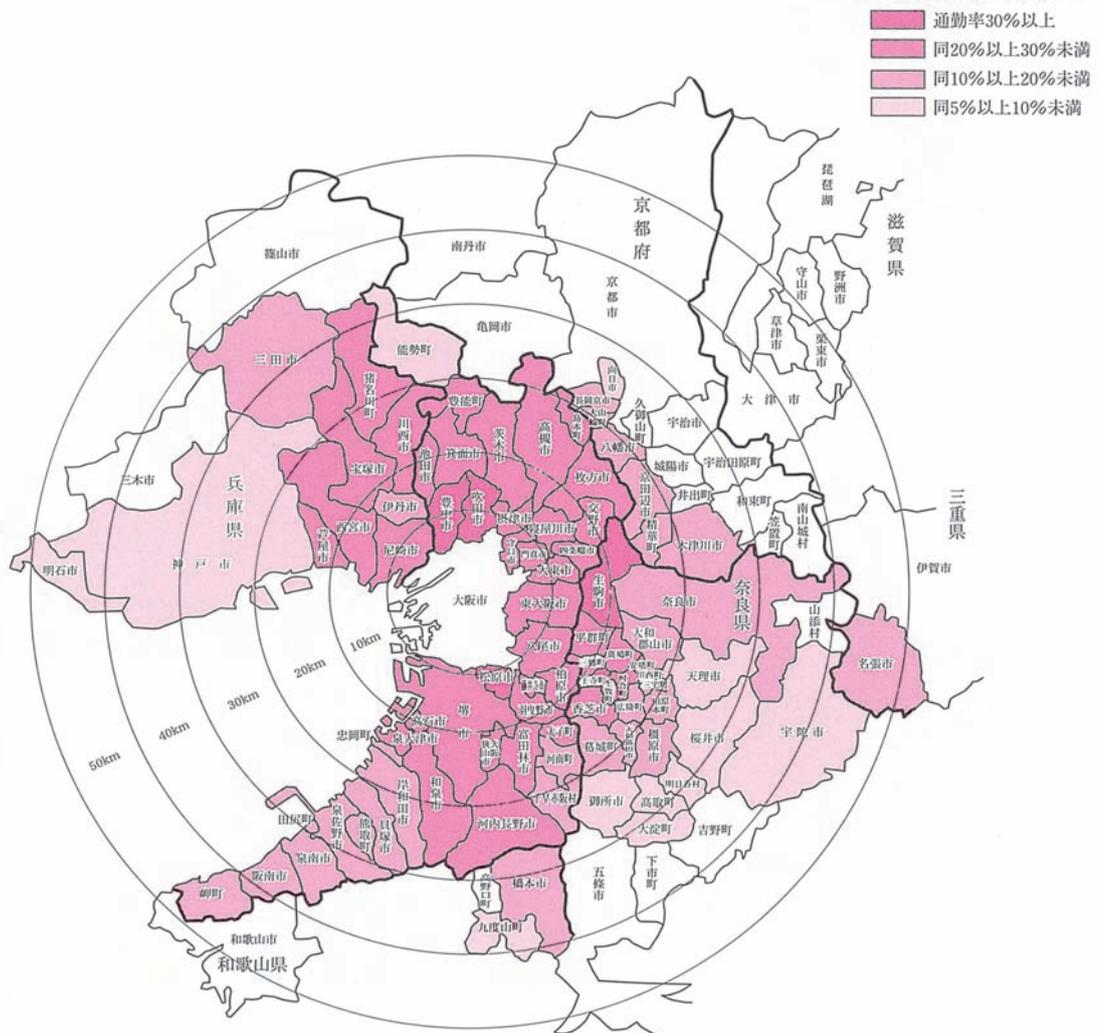
## I 大都市の税財政における現状と課題

### (1) 大都市としての大阪市の実態

#### ① 広範な通勤圏

- 大都市は、政治、経済、文化など各分野において主要な地位を占め、我が国の発展に貢献するという重要な役割を担っています。
- 大阪市も、西日本の中枢都市として、また、大阪都市圏の母都市としての役割を果たしています。

#### 大阪市への通勤率



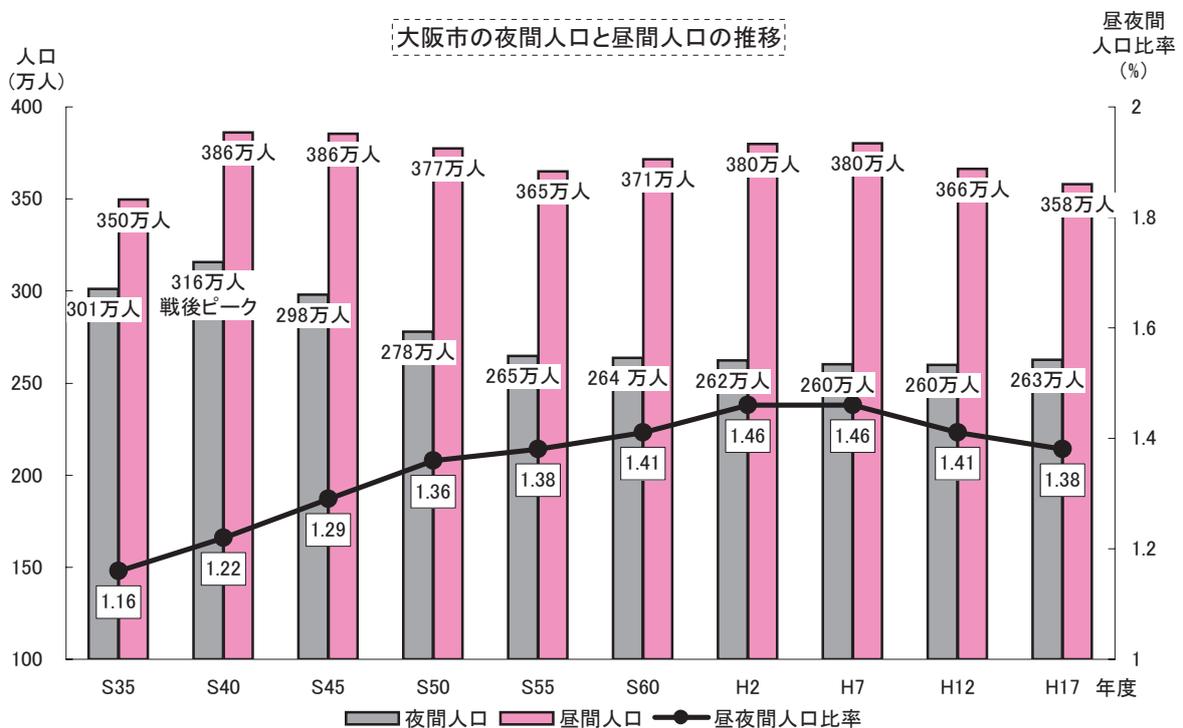
通勤率＝大阪市への通勤者数／各市町村の常住就業者数  
 (資料)平成17年国勢調査

## ②膨大な昼間流入人口

- ▶ 大阪市の夜間人口は昭和40年の316万人をピークとして減少していますが、昼間人口は、多少の増減はあるものの、360万人から380万人の水準で推移しています。
- ▶ 大阪市は事務所や事業所などが集中しており、昼間流入人口は、大都市の夜間人口に匹敵する規模となっています。
- ▶ このような物と人の集中により、財政需要は増嵩することになります。

### <物と人の集中により増嵩する財政需要>

都市基盤の充実(街路、公園事業など) 利便性の確保(地下鉄、バス事業など)  
 生活環境の充実(清掃、下水道事業など) 防災機能の充実(消防・救急業務など)



他都市の人口 (人)	大阪市	東京都区部	札幌市	仙台市	新潟市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市
夜間人口 <sup>(*)</sup>	2,628,811	8,489,653	1,880,863	1,025,098	785,134	1,176,314	924,319	1,327,011	3,579,628
a	2,594,686	8,351,955	1,877,965	1,020,160	781,638	1,172,677	919,550	1,326,152	3,545,447
昼間流入人口	1,239,051	3,354,289	85,032	132,564	53,403	214,707	175,293	229,432	399,345
b									
昼間流出人口	252,062	421,545	69,051	53,743	34,412	309,746	200,816	401,148	739,648
c									
昼間人口	3,581,675	11,284,699	1,893,946	1,098,981	800,629	1,077,638	894,027	1,154,436	3,205,144
d=a+b-c									
昼夜間人口比率	1.38	1.35	1.01	1.08	1.02	0.92	0.97	0.87	0.90
d/a									

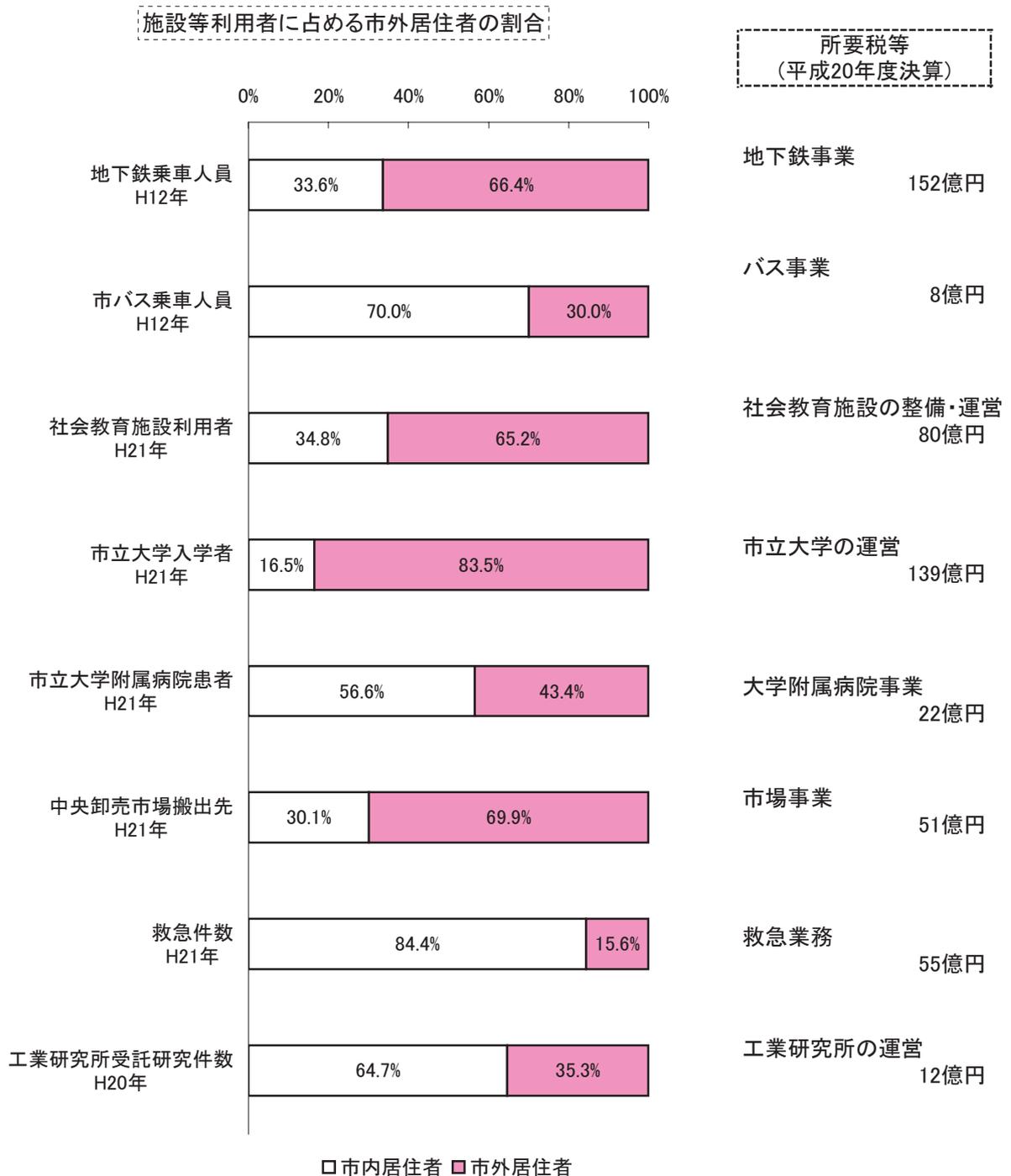
  

他都市の人口 (人)	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	堺市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
夜間人口 <sup>(*)</sup>	700,886	804,032	2,215,062	1,474,811	830,966	1,525,393	1,154,391	993,525	1,401,279
a	700,575	800,997	2,193,973	1,460,688	825,638	1,520,551	1,144,498	992,654	1,384,925
昼間流入人口	54,675	46,674	516,793	240,589	122,110	207,498	94,329	78,115	262,548
b									
昼間流出人口	28,040	41,301	194,570	118,297	176,168	180,078	64,426	50,322	76,289
c									
昼間人口	727,210	806,370	2,516,196	1,582,980	771,580	1,547,971	1,174,401	1,020,447	1,571,184
d=a+b-c									
昼夜間人口比率	1.04	1.01	1.15	1.08	0.93	1.02	1.03	1.03	1.13
d/a									

(\*)夜間人口の下段(a)は、昼間人口、昼間増加率、昼間流入率の算出基礎となる常住人口で、年齢不詳の者を除いた人口  
 資料：平成17年国勢調査

## ③母都市としての役割を果たす大阪市

➤ 大阪市は、大都市圏の母都市として、地下鉄等の都市交通網の整備や社会教育施設など、さまざまな事業を実施しており、高度な都市機能が集積しています。

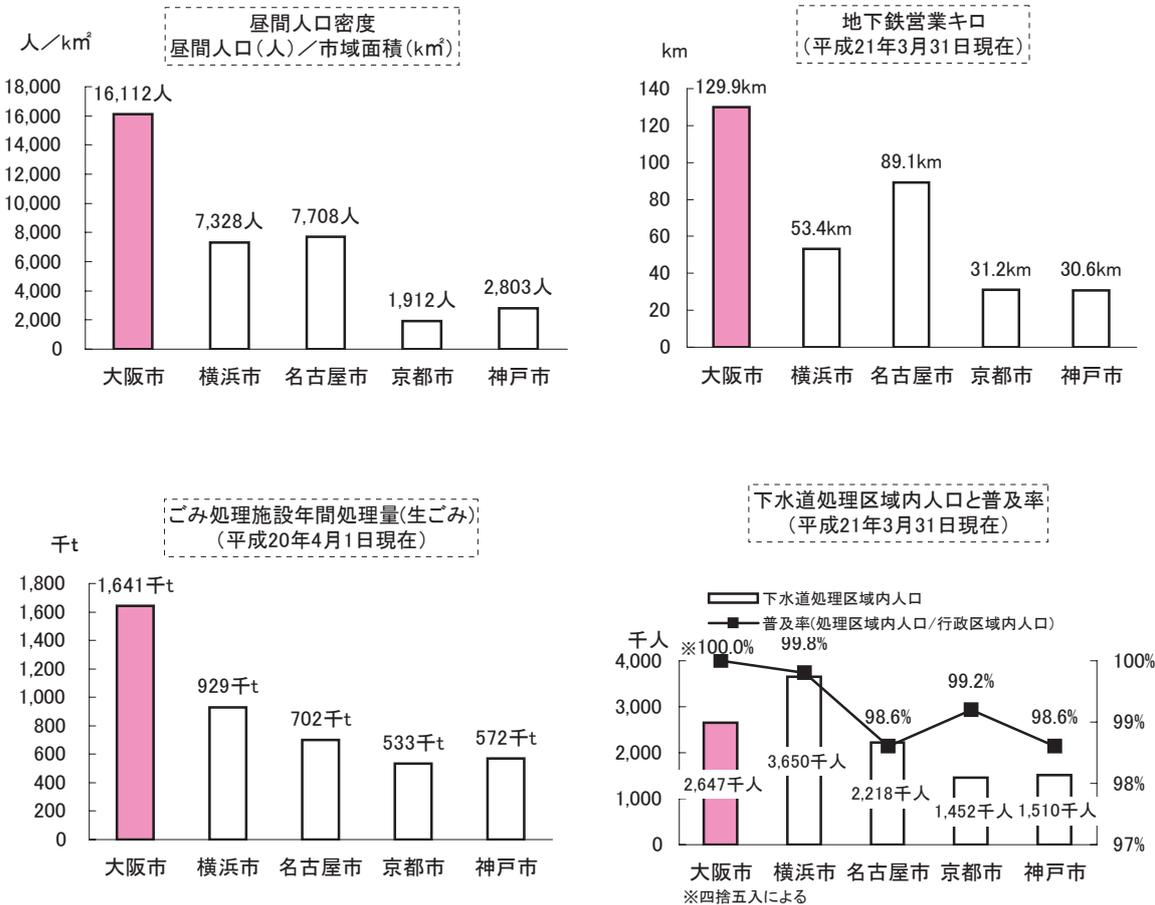


(\*1)社会教育施設利用者は、社会教育施設のうち美術館、東洋陶磁美術館、大阪歴史博物館、自然史博物館、科学館の利用者

(\*2)市立大学及び市立大学附属病院所要税等は、交付金等

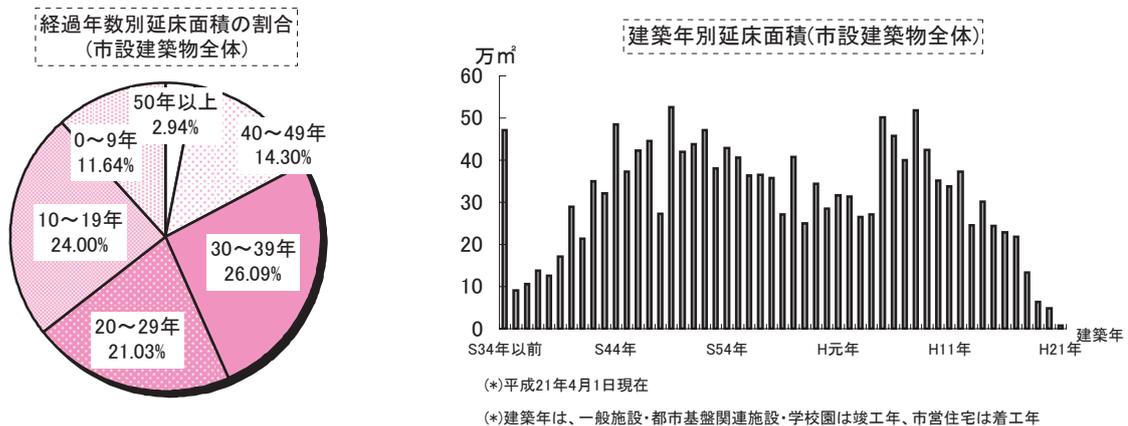
#### ④充実した都市施設

➤ 大阪市では、高密度の人口集中や膨大な昼間流入人口、経済活動の集積などに対処するため、早くから地下鉄や下水道などの都市基盤と生活環境の整備を進めてきました。



資料: 屋間人口・ごみ処理施設・下水道は平成20・21年度版「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望(指定都市)」, 地下鉄は各市ホームページ。

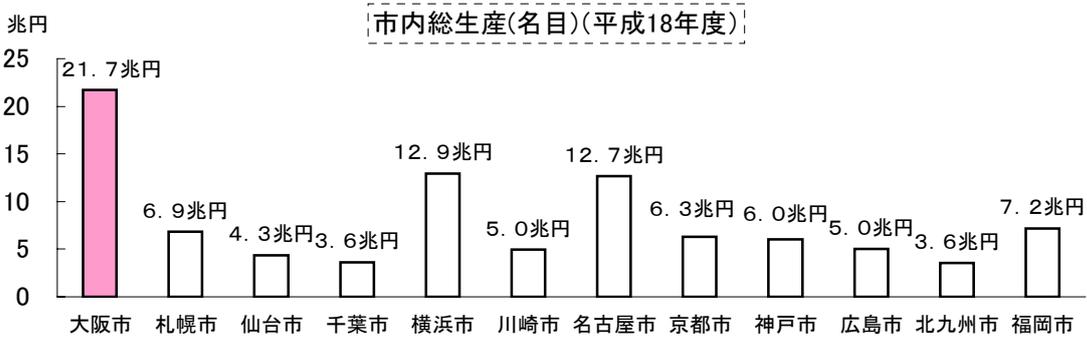
➤ 早くから都市施設の整備を進めてきた結果、こうした諸施設が順次更新時期を迎えています。



⑤大阪経済の現況

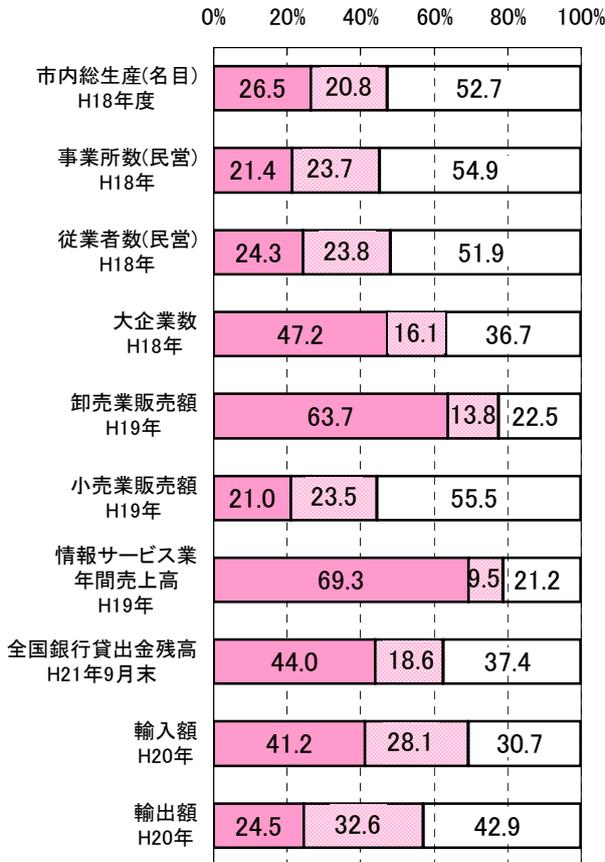
- 大阪都市圏の中核である大阪市の市内総生産(名目)は、21兆7,461億円(平成18年度)となっており、国内総生産(508兆9,251億円\*)の約4%を占めています。
- 近畿圏(2府4県\*2)においても、大阪市は域内総生産の約27%を占めるなど、経済活動が集中していることが分かります。

(\*)暦年値 (\*2)大阪府、兵庫県、京都府、和歌山県、奈良県、滋賀県の6府県



(\*)大都市統計協議会「大都市比較統計年表/平成19年」

経済活動の規模(近畿内シェア)

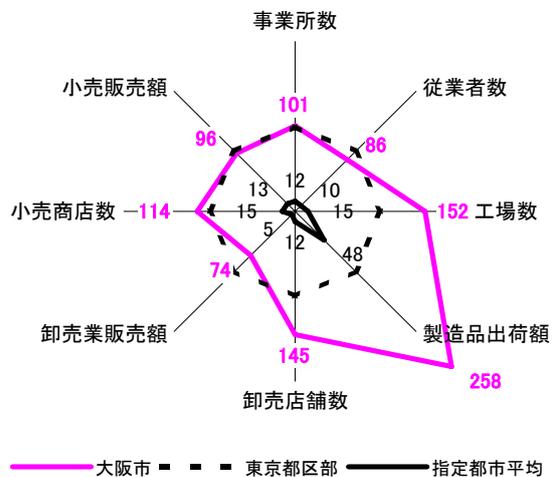


■ 大阪市 □ 大阪府(大阪府を除く) □ その他(大阪府を除く1府4県)

- 大阪市経済の特徴として、各種産業の集積密度が高いことがあげられます。

- 主要な産業・経済指標を単位面積当たりで換算した「密度」で比較すると、東京都区部に匹敵しています。

産業活動の密度の比較

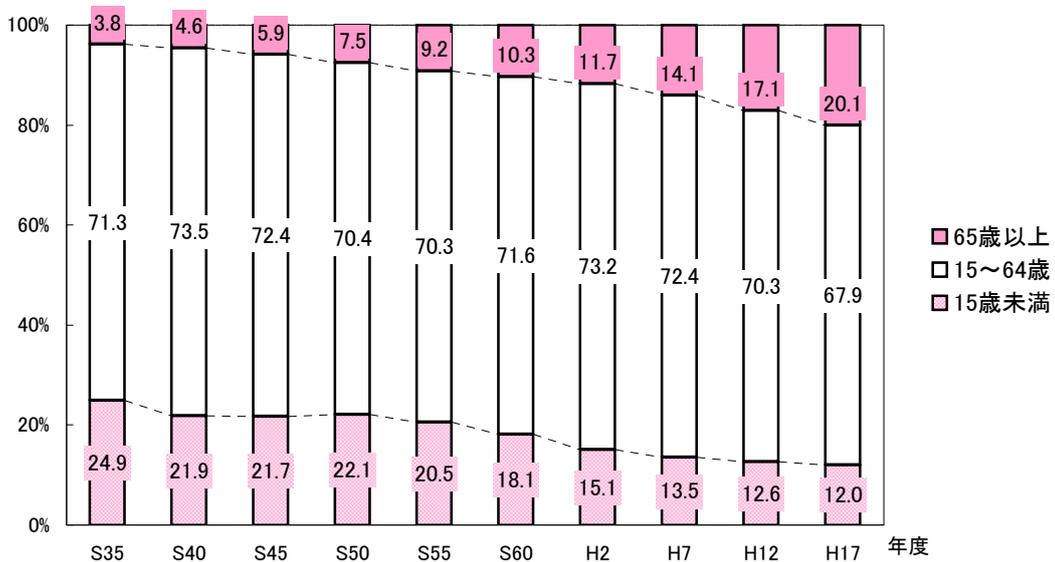


資料: 大阪の経済2010年版

### ⑥急速に進む少子・高齢社会

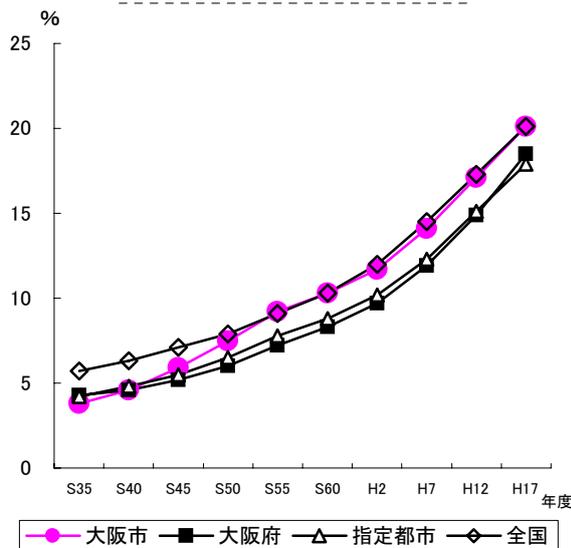
➤ 少子・高齢社会が進み、大阪市では、65歳以上の老年人口比率が増加し、2割を超えている一方で、15歳未満の年少人口比率は減少しつつあります。

「大阪市の人口比率」

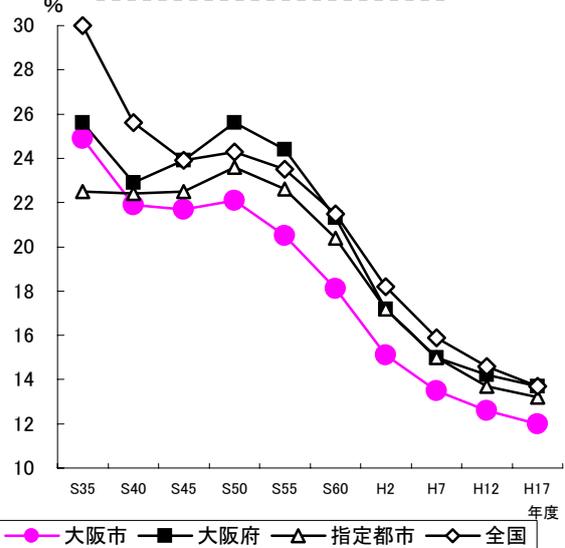


➤ 大阪市の65歳以上の老年人口比率は、大阪府や指定都市の比率を上回っている一方で、15歳未満の年少人口比率は、下回っている状況です。

「65歳以上の老年人口比率の推移」



「15歳未満の年少人口比率の推移」



65歳以上の老年人口比率の推移 (%)

	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17
大阪市	3.8	4.6	5.9	7.5	9.2	10.3	11.7	14.1	17.1	20.1
大阪府	4.3	4.6	5.2	6.0	7.2	8.3	9.7	11.9	14.9	18.5
指定都市	4.2	4.8	5.5	6.5	7.8	8.8	10.2	12.3	15.1	17.9
全国	5.7	6.3	7.1	7.9	9.1	10.3	12.0	14.5	17.3	20.9

15歳未満の年少人口比率の推移 (%)

	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17
大阪市	24.9	21.9	21.7	22.1	20.5	18.1	15.1	13.5	12.6	12.0
大阪府	25.6	22.9	23.9	25.6	24.4	21.3	17.2	15.0	14.2	13.7
指定都市	22.5	22.4	22.5	23.6	22.6	20.4	17.2	15.0	13.7	13.2
全国	30.0	25.6	23.9	24.3	23.5	21.5	18.2	15.9	14.6	13.7

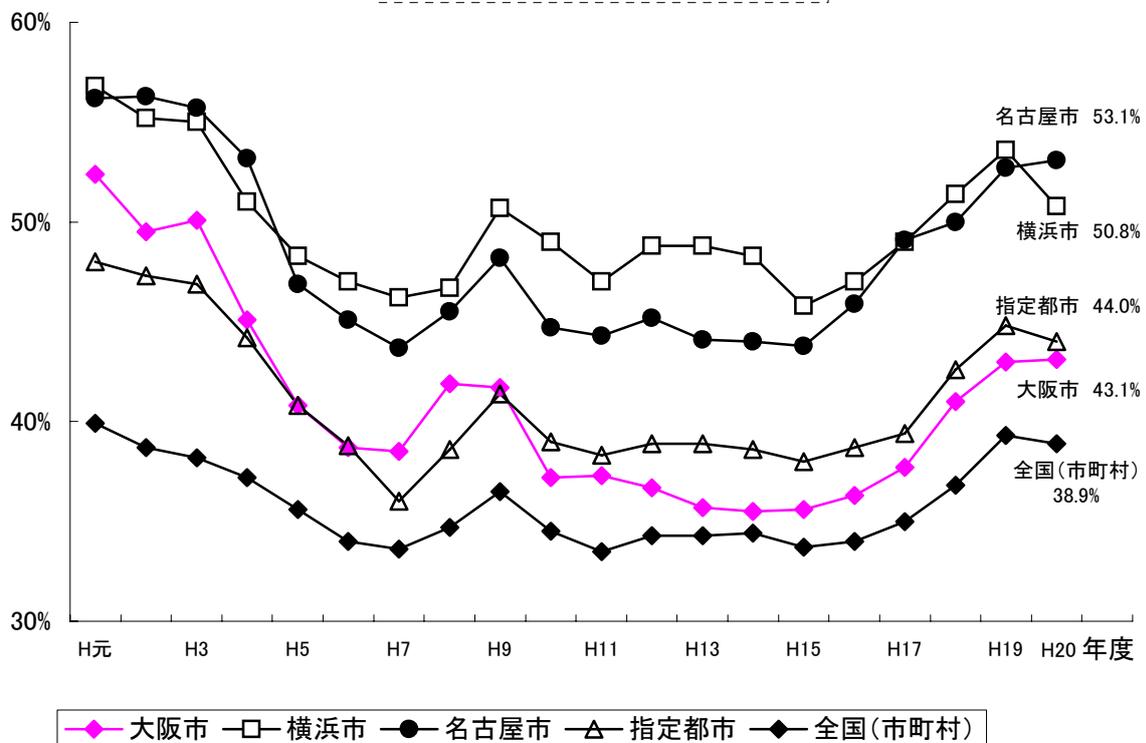
資料：国勢調査

## (2) 現行税財政制度における現状と問題点

### ① 歳入に占める割合が低い大阪市税

- 住民に身近な行政について、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにする地域主権の実現のためには、地方税の充実確保が必要です。
- しかし、全国的に見ても、歳入に占める地方税の割合は4割程度と、地方税中心の歳入構造とはなっていません。
- とりわけ大阪市は、現行の税制度による要因や、地価下落などを反映して固定資産税・都市計画税が減収してきたことなどにより、歳入に占める市税の割合が他の指定都市と比較しても低い状況にあります。

歳入に占める地方税の割合(普通会計)



歳入に占める地方税の割合(普通会計)

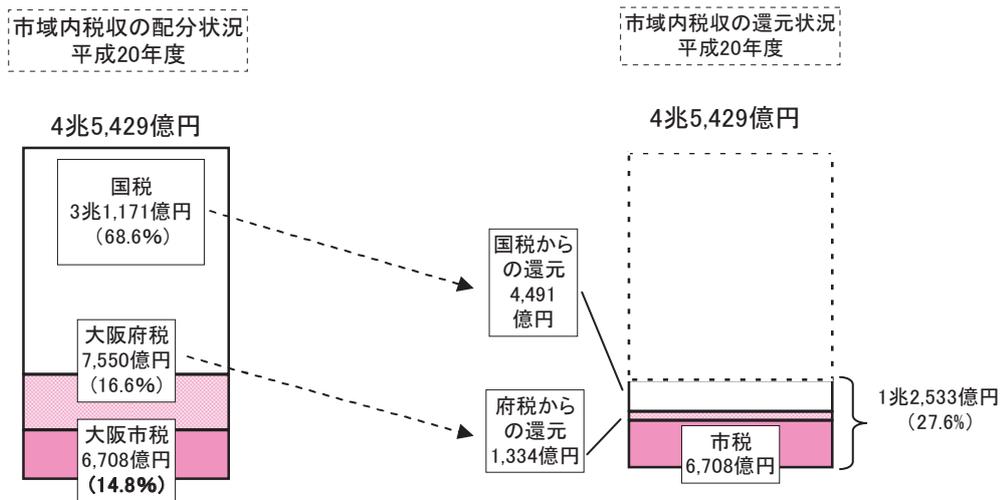
(%)

	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10
大阪市	52.4	49.5	50.1	45.1	40.8	38.7	38.5	41.9	41.7	37.2
横浜市	56.8	55.2	55.0	51.0	48.3	47.0	46.2	46.7	50.7	49.0
名古屋市	56.2	56.3	55.7	53.2	46.9	45.1	43.7	45.5	48.2	44.7
指定都市	48.0	47.3	46.9	44.2	40.8	38.8	36.0	38.6	41.4	39.0
全国(市町村)	39.9	38.7	38.2	37.2	35.6	34.0	33.6	34.7	36.5	34.5

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
大阪市	37.3	36.7	35.7	35.5	35.6	36.3	37.7	41.0	43.0	43.1
横浜市	47.0	48.8	48.8	48.3	45.8	47.0	49.0	51.4	53.6	50.8
名古屋市	44.3	45.2	44.1	44.0	43.8	45.9	49.1	50.0	52.7	53.1
指定都市	38.3	38.9	38.9	38.6	38.0	38.7	39.4	42.6	44.8	44.0
全国(市町村)	33.5	34.3	34.3	34.4	33.7	34.0	35.0	36.8	39.3	38.9

## ②配分の少ない市域内税収

- 大阪市は、高密度な経済活動の場となっており、市内で納められる税は、国税、地方税を合わせて約4.5兆円(平成20年度)と非常に多額となっています。
- しかし、豊かな税源を充分吸収し得ない税制度のために、このうち市税として大阪市へ入る割合は、わずか14.8%にすぎません。
- また、国や府から補助金等として大阪市へ還元される分を含めても、大阪市へ入る割合は、市域内税収額の27.6%にとどまっています。

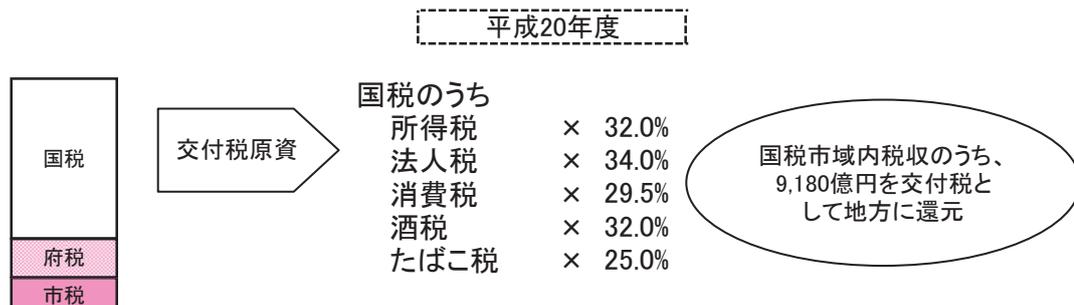


大阪市域内税収の還元額(平成20年度)

区分	(億円)		
	市域内税収額 ①	還元額 ②	還元率 ②/①
国 税	31,171	4,491	14.4%
府 税	7,550	1,334	17.7%
(計)	38,721	5,825	15.0%
市 税	6,708	6,708	100.0%
合 計	45,429	12,533	27.6%

(\*)還元額は特別会計を含む全会計ベース

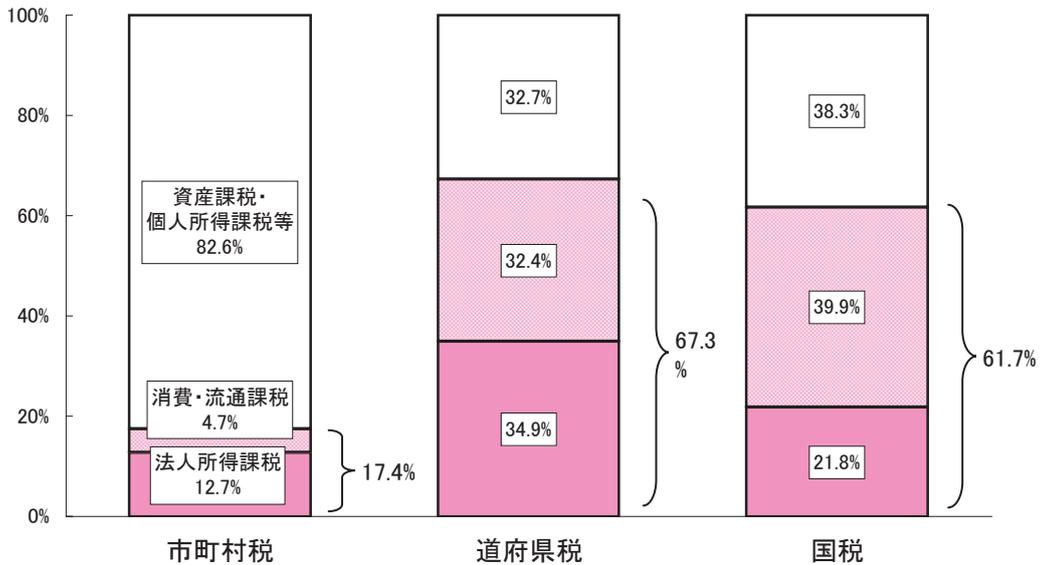
- 市内で納められる国税のうち一定割合は地方交付税の原資となるため、大阪市民は9,180億円もの税収を、交付税として地方に還元していることとなります。



### ③都市的税目に乏しい市町村税

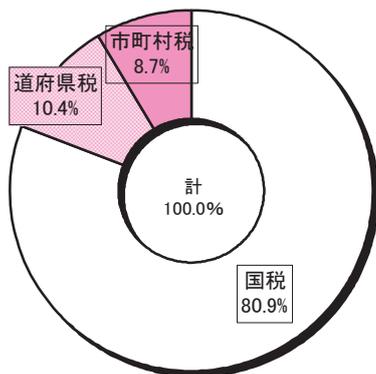
➤ 市町村税は、法人所得課税、消費・流通課税といった経済活動を反映する都市的税目に乏しいため、増大する都市的財政需要に市税収入が対応しきれない大きな要因となっています。

都市的税目の割合比較(平成20年度)

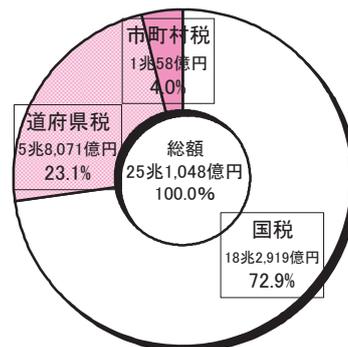


(\*)税目の区分は、OECD歳入統計の区分基準による

法人所得課税(実効税率)の配分状況



消費・流通課税の配分状況  
平成20年度



(\*)実効税率とは、①法人税・法人事業税・地方法人特別税と法人住民税で課税標準が異なること、②法人事業税・地方法人特別税が損金算入されること、を調整したうえで、国と地方を合わせた法人所得に対する統一的な税率水準を表したものである

(\*)地方消費税交付金など、譲与税・交付金の配分後においても、市町村の配分割合は12.6%にすぎない

	法人所得課税	消費・流通課税
国税	法人税、地方法人特別税	消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、関税など
道府県税	事業税(法人分)、道府県民税(法人分)	地方消費税、たばこ税、自動車税、自動車取得税、軽油引取税など
市町村税	市町村民税(法人分)	軽自動車税、たばこ税、入湯税など

#### ④大都市特例事務にかかる税制上の措置不足

- 大都市では、地方自治法に基づき府県に代わって行っている事務のほか、道路法に基づく国・府道管理事務なども行っています。
- しかし、これらに要する一般財源のうち、税制上の措置がなされているのは、大阪市では約2割にすぎません。

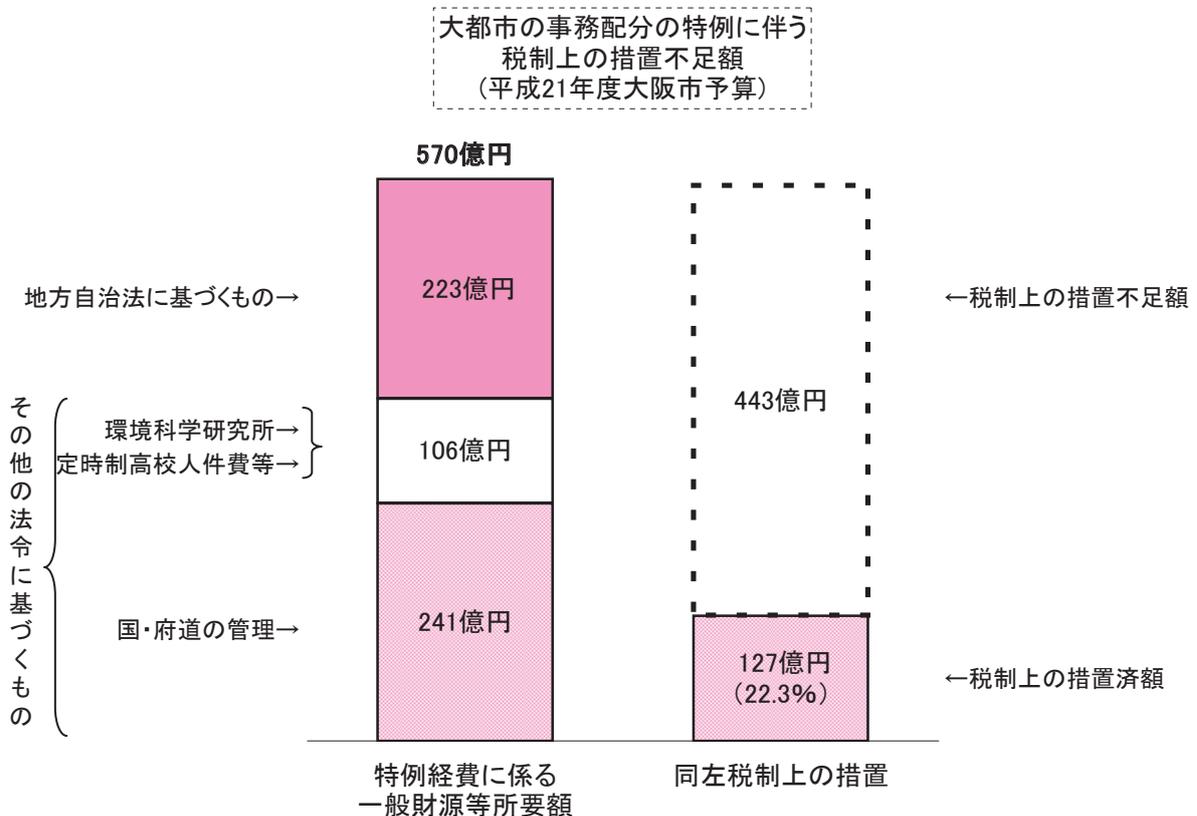
#### 大都市の事務配分の特例

##### ◆地方自治法252条の19の規定に基づくもの(19項目)

- |           |                   |                |
|-----------|-------------------|----------------|
| ・児童福祉     | ・母子家庭及び寡婦福祉       | ・精神保健及び精神障害者福祉 |
| ・民生委員     | ・老人福祉             | ・結核予防          |
| ・身体障害者福祉  | ・母子保健             | ・都市計画          |
| ・生活保護     | ・障害者自立支援          | ・土地区画整理事業      |
| ・行旅病人・死亡人 | ・食品衛生             | ・屋外広告物規制       |
| ・社会福祉事業   | ・興行場、旅館及び公衆浴場営業規制 |                |
| ・知的障害者福祉  | ・墓地、埋葬等規制         |                |

##### ◆その他の法令に基づくもの

- |                    |           |
|--------------------|-----------|
| ・国、府県道の管理          | ・定時制高校人件費 |
| ・衛生研究所             | ・土木出張所    |
| ・道府県費負担教職員の任免、研修 等 |           |

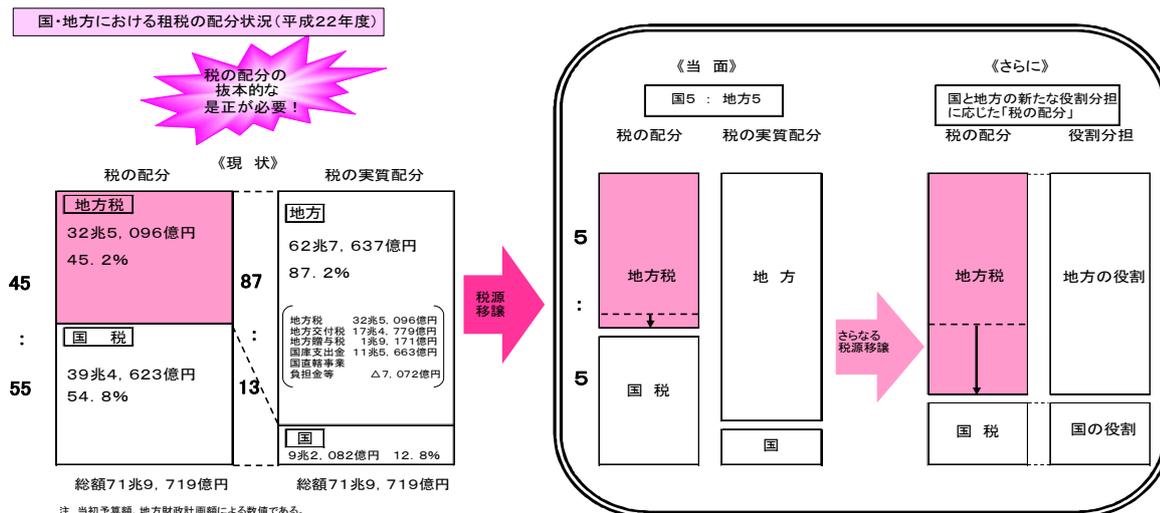


## ⑤大都市税財政制度の確立への取組

- 現行の市町村税制をはじめとする税財政制度は、昼間流入人口などによる大都市特有の財政需要や、都市の成熟化に伴う更新需要など、大都市の財政需要の実態に見合ったものになっていません。
- 住民に身近な行政について、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うためには、国と地方、都道府県と市町村の役割分担を抜本的に見直したうえで、その新たな役割分担に応じた地方税財源の充実確保を図るとともに、大都市の実態に即応した税財政制度を確立することが必要です。

### ●税源移譲を基本とした地方税財政改革の推進

地域主権の実現に向け、国と地方の新たな役割分担を明確にしたうえで、その役割に応じた地方税財源の充実確保を図るために、複数の基幹税からのさらなる税源移譲を進め、地方税中心の歳入体系が構築されるよう、国等に引き続き強く求めていきます。



#### ○国・地方間の税の配分が55：45、実質配分が1：9に

平成22年度予算においては、世界的な景気後退を受け、特に法人税収が大幅に減少したことにより国税と地方税の差が縮まり、一方で、国の果たすべき役割である生活保護や子ども手当・高校の実質無償化等の新たな施策の実施による国庫支出金の増加により地方の実質配分が増加した形となっています。

今後、国と地方の役割分担について、費用負担も含め抜本的に見直すとともに、新たな役割に応じた地方税財政制度の確立が必要です。

### ●大都市特例税制の確立に向けた取組

指定都市が道府県に代わって行っている事務の所要額について、税制上の措置が不十分であり、また、新たに道府県から指定都市の役割分担となる事務事業の財源について税制上の措置が必要なことから、道府県から指定都市への税源移譲による大都市特例税制の創設に向け、引き続き国等へ強く求めていきます。

## ⑥他市町村と差を設けられた大阪府からの補助金

- 大阪府は、府下の市町村に補助金等を支出する場合に、政令指定都市である大阪市や堺市を対象から除くなど、他の市町村と差を設けており、これを「差等補助」と言います。
- 大阪府の平成22年度予算では、教育や福祉といった基礎的な行政サービス分野において、教育関係の交付金<sup>(\*)</sup>を中心に、大阪市は交付対象外とされ、差等補助は4億4,400万円となっています。
- また、特別支援学校に就学する児童・生徒が増加しているため、新設や拡充整備が必要となっており、本来であれば学校教育法に基づき大阪府が整備することとなりますが、大阪府は整備しないだけでなく、大阪市が代わって整備する場合でも同様の理由で大阪市を補助金の対象外としています。
- 大阪市民も府内の他の住民と同じように府民税を負担しているにもかかわらず、教育などの基礎的な行政サービス分野において、政令指定都市という理由で差を設けるべきではありません。大阪市民にも補助金が配分されるよう、府に対して強く求めていきます。

(\*)教育関係の交付金:教員の給与削減により生じる国庫負担金削減効果額のうち、30億円が教育ゆめ基金に積み立てられ、市町村に交付されることとなった

○平成22年度の差等補助	6項目	4億4,400万円
--------------	-----	-----------

特別支援学級への看護師配置事業	1,100万円
小学校等への警備員配置事業	8,000万円
習熟度別少人数授業等	3億2,200万円
放課後ステップアップ事業等	1,800万円
学校元気アップ地域本部事業	500万円
子育て支援事業	800万円